

小規模簡易専用水道のてびき

印西市環境保全課

目 次

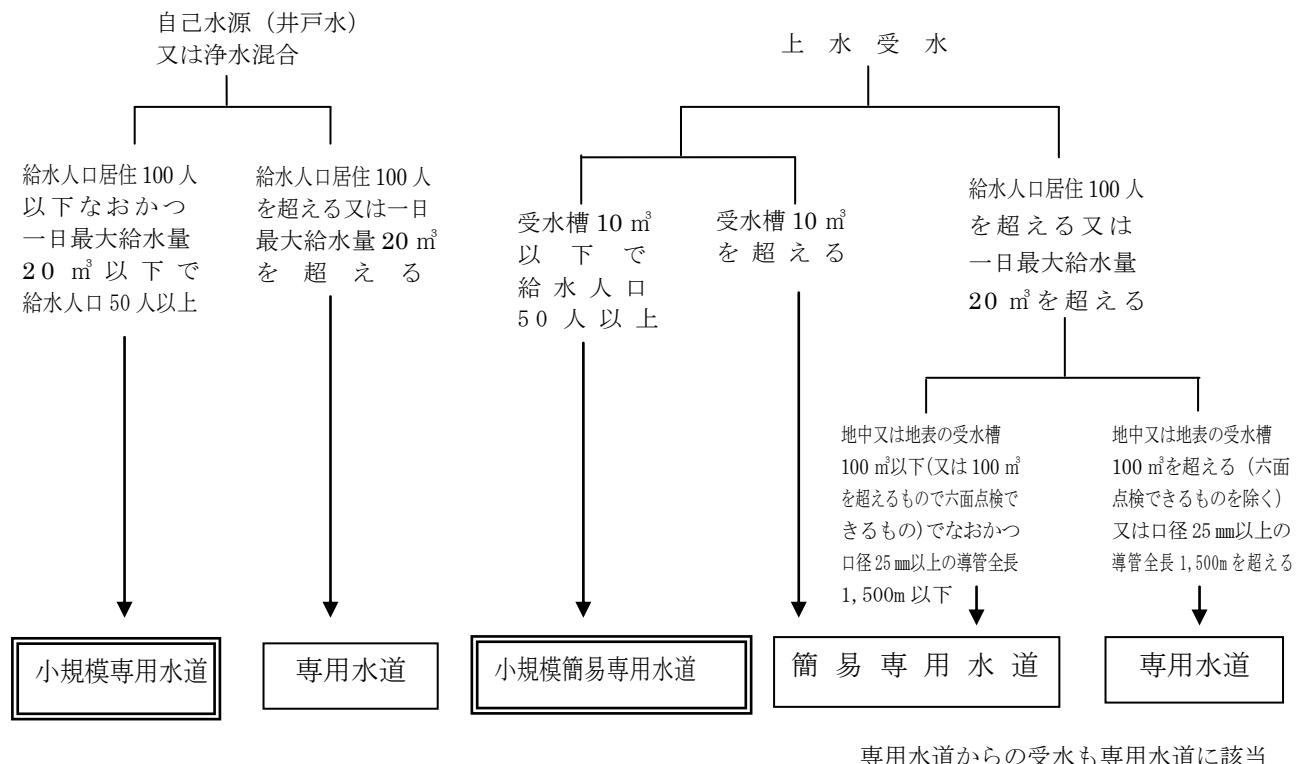
1 はじめに	1
2 小規模簡易専用水道とは	2
3 設置者の義務	3
4 汚染事故等の緊急時の措置	7
様式等	8
水道施設点検表	8

1 はじめに

一般に「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が挙げられ、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給を行っています。

しかし、小規模な水道施設については「水道法」の適用から除外されており、とかくその管理の不徹底が指摘されがちです。これらの小規模水道にあっても本質的には一般的の水道とその内容は変わりなく、同じように良質で豊富な水が供給されなければなりません。

このような観点から「印西市小規模水道条例」を制定し、50人以上の者に水を供給し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象としてその衛生管理等を指導しています。（下図参照：□は水道法適用、□は小規模水道条例適用）



2 小規模簡易専用水道とは

- 50人以上100人以下の居住者等に飲用の水を供給し、水道法の適用除外（専用水道・簡易専用水道）となる水道で、水道事業者から供給される水のみを水源とし、なおかつ1日最大給水量が 20 m^3 以下で受水槽の有効容量が 10 m^3 以下であるもの。

【用語の説明】

水道事業者

水道事業者とは、厚生労働大臣の認可を受け水道事業を経営する者をいい、千葉県水道局・印西市水道部・長門川水道企業団などが該当します。

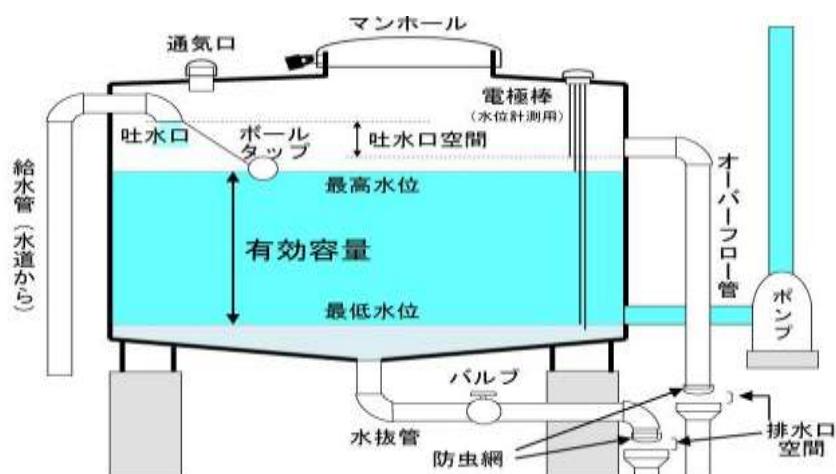
一日最大給水量

一日に給水することのできる最大の水量です。
ただし、次の用途に使用される水量は除きます。

- 1 営農
- 2 プール（付帯設備を含む）
- 3 浴場（公衆浴場法許可対象施設に限る。付帯設備を含む。）
- 4 空調（適正に算出された水量に限る。）
- 5 食品等の製造工程（適正に算出された水量に限る。）

有効容量

受水槽の有効容量とは、最高水位と最低水位との間に貯留される、適正に利用可能な水量をいう。



3 設置者の義務

(1) 市への申請及び届出

① 給水開始の届出

小規模簡易専用水道を設置し、給水を開始したときは「小規模簡易専用水道給水開始届出書」(別記第5号様式)により給水施設の名称や所在地、水の供給を受ける者の数、受水槽に関するなどを記載し、施設の配置状況がわかる図面を添付し市へ提出してください。

《申請フロー図及び添付書類》

(設置者) 給水開始届出の申請

- | |
|--------------------------------|
| 1. 小規模簡易専用水道給水開始届出書（規則第5号様式） |
| 2. 小規模簡易専用水道施設概要書（台帳）（様式第8号の2） |

《添付書類》



- ・水道施設の配置状況がわかる図面

(市) 受理、審査

② 変更する場合

下記の事項に変更があった場合は届出が必要となります。

- ・給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
- ・水の供給を受ける者の数
- ・水源となる水を供給する水道事業者の氏名又は名称
- ・受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要
- ・主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図
- ・その他市長が必要と認める書類

《申請フロー図》

(設置者) 届出

- | |
|--------------------------------|
| 1. 小規模専用（簡易専用）水道変更届出書（規則第3号様式） |
|--------------------------------|



(市) 受理、審査

③ 廃止する場合

給水人数の減少、施設規模の拡大、縮小または消滅等により小規模簡易専用水道でなくなった場合は届出が必要となります。

《申請フロー図》

(設置者) 届 出

1. 小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書（規則第4号様式）



(市) 受理、審査

④ 既存の水道施設の場合

給水開始の届出をしていない施設や、既存の施設で給水を受ける者の数が50人以上となった場合は届出が必要となります。

《申請フロー図及び添付書類》

(設置者) 届 出

1. 小規模簡易専用水道届出書（様式第6号）

《添付書類》

- ・小規模簡易専用水道となるまでの経過を記載した書類
- ・給水開始の届出に準ずる書類
 - (1)給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
 - (2)水の供給を受ける者の数
 - (3)水源となる水を供給する水道事業者の氏名又は名称
 - (4)受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要
 - (5)給水開始年月日
 - (6)主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図
 - (7)その他市長が必要と認める書類

(市) 受理、審査

(2) 維持管理

- 小規模簡易専用水道の日常的な維持管理については、小規模専用水道のような施設基準や水質検査等の義務はありませんが、条例に基づいた以下の「管理基準」は遵守しなければなりません。

I 管理体制の整備

① 図面等の整備	★維持管理を行っていくうえで必要な配管系統図等主要施設の図面、書類、工具及び検査機器等を整備保管してください。
② 記録の保存	★施設の点検、清掃、修理及び水質検査を行った場合はその記録を作成し、保存してください。
③ 連絡体制の整備	★水道施設の異常を発見した時は、直ちに適切な措置が講じられるよう連絡通報体制を整備してください。

II 衛生管理

① 立入禁止措置	★水源及び各施設の周囲にみだりに人や動物が近づけないように、柵を設け、施錠をしてください。 ★一般の注意を喚起するように立札掲示をするなど必要な表示をしてください。
② 汚染の防止	★汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めてください。
③ 残留塩素の保持	★原水は既に消毒された浄水ですが、受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確認されないことがあります。条例では残留塩素の測定は特に義務づけられておりませんが、隨時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとり、常時給水栓末端における遊離残留塩素は常に0・1 mg／ℓ以上（結合残留塩素の場合は0・4 mg／ℓ）保持するようにしなければなりません。

III 施設管理

① 定期点検	★水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときは速やかに補修・改善してください。
② 水槽等の定期的清掃	★受水槽・高置水槽等は1年に1回定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃し消毒してください。なお、貯水槽清掃には特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならいため、専門的な知識・技術を有する者として、「建築物衛生法」に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録業者を活用ください。

IV 水質管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を実施してください。管理の不備や構造的な欠陥があったり、配水管の腐食が進行した場合には、水の色、濁り、臭い、味に異常が生じることがあります。したがって日常的な水の外観検査に注意し、異常を感じたときは速やかに水質検査を実施してください。

※外観検査の方法

透明のガラスコップ等に水を入れ、透かしてみて色や濁りがないか、臭いをかいでみて塩素臭以外の異臭がないか、口に含んでみて異味がないか等を調べてください。

V その他

★消防用設備と共に用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ消防機関へ連絡してください。

4 汚染事故等の緊急時の措置

万一、災害、事故などにより、人の健康を害するおそれがあることを知った時は、すみやかに次の措置をとってください。

- ① 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市へ連絡し指示に従ってください。
- ② 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について、市の指導に従ってください。

水道施設点検表

点 檢 事 項		点 檢 項 目												備考
ポンプ等設備	ポンプ等の状態	1	ポンプ室内は清潔に保持しているか											
		2	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか											
		3	ポンプから水漏れしていないか（グランドパッキンの交換）											
	給水管等の状態	4	給水管等に亀裂・漏水箇所がないか											
受水槽・高置水槽の外観検査	水槽周囲の状態	5	関係者以外の立入禁止措置を講じているか											
		6	水槽の周囲は清潔に保持しているか											
	水槽本体の状態	7	亀裂・漏水箇所がないか											
		8	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか											
		9	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていなか											
		10	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施錠等）は適切か											
		11	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か											
		12	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていなか											
	水槽内部の状態	13	清掃は年1回定期に行われているか											
		14	水中及び水面に異常な物質がないか											
		15	汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等に異常はないか											
		16	給水施設以外の配管設備等が設置されていなか											
水質検査	色	17	水に異常な色が認められないか											
	濁り	18	水に異常な濁りが認められないか											
	臭味	19	水に異常な臭気及び味が認められないか											
	残留塩素	20	残留塩素は0.1mg/l以上保持されているか											

判定基準 (○：良好 △：不十分 ×：不良)